

## 廃棄物再生事業者登録の手引

### 1 廃棄物再生事業者登録制度の概要（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第20条の2）

廃棄物再生事業者登録制度（以下「再生事業者登録」という。）は、廃棄物の再生を業として営んでいる者について、一定の基準に適合していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営んでいる者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生への協力体制の整備を図ることを目的としています。

なお、再生の対象となる廃棄物は一般廃棄物に限りませんが、再生事業者登録を受けたことにより、一般廃棄物又は（特別管理）産業廃棄物処理業の許可が不要となるものではありません。

また、処理に伴って設置する処理施設が法に基づく許可が必要な場合には、別途当該設置許可が必要となります。

並びに、登録を受けないで「廃棄物再生事業者」という名称を用いることはできません。

### 2 再生事業者登録の基準（施行規則第16条の2）

再生事業者登録には、以下の基準を満たすことが必要です。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること
- (2) 生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた次に掲げる施設を有すること
  - イ 古紙の再生を行う場合にあつては、当該古紙の再生に適する梱包施設
  - ロ 金属くずの再生を行う場合にあつては、当該金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設
  - ハ 空き瓶の再生を行う場合にあつては、当該空き瓶の再生に適する選別施設
  - ニ 古繊維の再生を行う場合にあつては、当該古繊維の再生に適する裁断施設
  - ホ イからニまでに掲げる廃棄物以外の廃棄物の再生を行う場合にあつては、当該廃棄物の再生に適する施設
- (3) 廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設を有すること
- (4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること
- (5) その他事業を適正に行うことができる者であること（別紙1参照）

### 3 再生事業者登録の申請手続

- (1) 提出部数

1部

- (2) 提出窓口

再生事業者登録を受ける事業場の所在地を管轄する地域振興局環境・廃棄物対策課（詳細は別紙）。

- (3) 申請手数料

40,000円（長野県の収入証紙を貼付してください。）

なお、申請を取り下げる場合であっても、申請手数料は返戻しません。

#### 【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、知事の指定した売りさばき場所（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html>）で購入できます。

また、長野県庁生活協同組合においては、現金書留又は銀行振込により購入できます。

連絡先 長野県庁生活協同組合 026-233-4071

- (4) 再生事業者登録の申請をしようとする者は、「廃棄物再生事業者登録申請書」（様式1）に、以下に掲げる書類を添付して提出してください。

添付書類	備考
事業計画の概要を記載した書類	○様式2 ・事業の内容等（再生事業の処理方法・処理工程等）
事業の用に供する施設の概要を記載した書類	○様式3-1～3-2 ○施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）

	<p>○設計計算書</p> <p>○所在地周辺の案内図（住宅地図のコピー可）</p> <p>○施設（運搬施設を含む。）の所有権又は使用する権原を証する書類</p> <p>ア 不動産登記事項証明書</p> <p>イ 公図の写し（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）</p> <p>なお、申請者が所有権を有しない場合は、賃貸借契約書のコピー</p>
申請者が個人である場合	○資産に関する調書（様式9）、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書のコピー及び納税証明書（その1））※2・3
申請者が法人である場合	<p>○定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※3・4（「履歴事項全部証明書」とする。）</p> <p>○直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表※1～3</p> <p>○直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※2・3</p>
業務経歴を記載した書類	<p>○業務経歴を記載した書類</p> <p>・様式の指定はありません。</p> <p>（事業内容を説明するパンフレット等を添付することも可）</p>
その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類（申請者が個人である場合）	<p>○次に掲げる者が法第7条第5項第4号のイからル及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）（様式4）</p> <p>・申請者</p> <p>・法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）</p> <p>・廃棄物処理法施行令第4条の7又は第6条の10に規定する使用人（以下「使用人」という。）</p> <p>○住民票の写し</p> <p>申請者、法定代理人及び使用人の住民票の写し</p> <p>なお、住民票の写しは本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。</p>
その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために必要と認める書類（申請者が法人である場合）	<p>○次に掲げる者が法第7条第5項第4号のイからル及び法施行規則第9条の3第1号に該当しない者であることを誓約する書類（誓約書）（様式4）</p> <p>・申請者</p> <p>・法定代理人（法定代理人が法人である場合は、その役員を含む。）</p> <p>・役員（監査役、相談役、顧問、理事、監事等）</p> <p>・発行済株式総数の5%以上を所有する株主又は出資金総額の5%以上を出資する者（以下「株主等」という。）</p> <p>・使用人</p> <p>○住民票の写し</p> <p>申請者、法定代理人、役員、株主等及び使用人の住民票の写し</p> <p>なお、住民票の写しは本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもので、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。</p>

※1 損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式10）を添付し、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否かを判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書を添付してください。

- ・次期への繰越損失がある
- ・3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字
- ・債務超過

※2 設立3年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）及び納税証明書（設立1年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その3」又は「その3の3」））並びに今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式10号）を提出してください。

個人の場合で、直前3年の確定申告書のコピー、青色申告決算書のコピー又は収支内訳書のコピー等の関係書類がない場合には、存在する確定申告書のコピーと今後3年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式10）を提出してください。

※3 経理的基礎に係る添付書類（直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算

書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類)並びに定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項の規定するもの)を添付することができます。

※4 住民票の写し及び商業・法人登記の登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)は、申請日前3か月以内に発行されたものを添付してください。

また、外国人で住民票の写しがない場合には、パスポートのコピーを添付してください。

公的機関が交付する書類(各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し)の提出について

- (1)「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村で交付された原本のことであり、コピーのことはありません。
- (2)提出は原則原本としますが、管轄地域振興局に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあつてはコピーをもって代えることができます。

#### 4 再生事業者登録事項に変更が生じたときの手続

再生事業者登録に係る以下の事項に変更が生じたときは、変更の日から30日以内に「廃棄物再生事業者登録申請事項変更届」(様式5)に、変更した事項に係る上記3(4)の書類を添付して提出してください。

- ・氏名又は名称の変更
- ・住所の変更(主たる事務所の所在地)
- ・代表者の氏名
- ・事務所及び事業場の所在地
- ・廃棄物の再生に係る事業の内容
- ・事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

#### 5 再生事業者登録申請を取り下げるときの手続

再生事業者登録申請書を取り下げるときには、「廃棄物再生事業者登録申請書取下げ書」(様式6)を提出してください。

#### 6 事業場を廃止、休止又は再開するときの手続

再生事業者登録を受けた者は、その事業場を廃止し、若しくは休止し、又は休止した事業場を再開したときは、30日以内に「廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止・再開)届出書」(様式7)に廃棄物再生事業者登録証明書を添付して届け出てください。

#### 7 再生事業者登録証明書の再交付手続

再生事業者登録証明書を亡失等(亡失・滅失・破損・汚損)したため、再度登録証明書の交付を受けようとするときは、「廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書」(様式8)を提出してください。

#### 8 その他

再生事業者登録申請を行う際には、以下の点に注意してください。

- (1)登録を受けようとする事業場の所在地が複数ある場合は、主たる事業場の所在地を管轄する地域振興局に申請書類を提出してください<sup>※5</sup>。
- (2)廃棄物再生事業者登録証明書には有効期限はありません。

※5 登録を受けようとする事業場の所在地が長野市内又は松本市内の場合であっても、政令市である長野市や松本市ではなく、管轄する地域振興局(長野地域振興局又は松本地域振興局)に申請してください。

廃棄物再生事業者登録申請書

長野県収入  
証紙欄

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業場の所在地

廃棄物の再生に係る事業の内容

事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要

添付書類  
及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 3 申請者が法人である場合にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人である場合にあつてはその住民票の写し
- 4 業務経歴を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 6 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類



(様式3-1)

事業の用に供する施設の概要			
保管施設	保管する廃棄物の種類		
	保管数量(能力)		
	保管施設の構造		
	飛散流出防止対策		
	浸透防止対策		
	悪臭発散防止方法		
再生事業施設	再生する廃棄物の種類		
	施設の種類		
	メーカー名 及び型式		
	種類(基)		
	処理能力(t/日)		
	構造		
	飛散流出防止対策		
	浸透防止対策		
	悪臭発散防止方法		
運搬施設	運搬施設の種類		
	メーカー名 及び型式		
	数量(台数)		
	最大積載量		
	車両ナンバー		
備考			

※注 記載欄が不足した場合は、別紙(又は当該様式をコピー)を添付すること。

(様式3-2)

運搬施設の写真

(車両の場合は、前面(真正面)からナンバープレートが確認できるもの)

写真貼付欄

(車両の場合は、側面(真横)から名称等の車体の表示が確認できるもの)

写真貼付欄

車両番号

備 考

(様式4)

## 誓 約 書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者、法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者、令第4条の7又は第6条の10に規定する使用人については、 年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号及び法施行規則第9条の3第1号に該当しないことを誓約します。また、今後、特定不利益処分を受けた場合は、速やかに申し出ることを併せて誓約します。

### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号

- イ 法第7条の3、第9条の2、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第19条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令
- ロ 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消し
- ハ 法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）又は第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し（注）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法



(様式5) 【施行細則様式第20号(第8条関係)】

<b>廃棄物再生事業者登録事項変更届出書</b>	
長野県知事 殿	年 月 日
	申請者 住所 氏名 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。	
登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	
添付書類 及び図面	1 再生に係る事業の内容の変更については、事業計画の概要を記載した書類 2 施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要の変更については、事業計画の概要 を記載した書類及び施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(様式6) 【要領様式第75号】

廃棄物再生事業者登録申請書取下げ書

年 月 日

長野県知事 様

申請人

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付で申請した廃棄物再生事業者登録申請書を下記の理由により取り下げたいので申し出ます。

記

廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
廃止、若しくは休止又は再開した事業場の内容	
廃止、若しくは休止又は再開した理由	
廃止、若しくは休止又は再開した年月日	

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

申請人

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物再生事業者登録証明書を（亡失・滅失・破損・汚損）したので、下記のとおり廃棄物登録証明書の再交付を申請します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 亡失・滅失・破損・汚損年月日
- 4 亡失・滅失・破損・汚損理由

(添付書類)

- 1 破損・汚損した場合であつては、破損・汚損した証明書
- 2 亡失・滅失した場合であつては、その事実を証する書類

(様式9)

資産に関する調書		年 月 日現在	
資産の種別	内 容	数 量	価格, 金額 (千円)
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格, 金額 (千円)
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(様式10)

## 長 期 的 財 務 計 画 書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 ・繰越損失金額 \_\_\_\_\_ 円 (令和 年 月 日現在)  
(次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合)
- ・経常損失金額 \_\_\_\_\_ 円 (令和 年 月 日現在)  
(3年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合)

- 2 ・繰越損失金 \_\_\_\_\_ が発生した理由
- ・経常損失金 \_\_\_\_\_

- 3 今後の事業改善計画

- 4 今後の収支計画 (単位: \_\_\_\_\_)

	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )	第 期 ( ~ )
売 上 高			
売 上 原 価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営 業 利 益			
営 業 外 利 益			
営 業 外 費 用			
経 常 利 益			
特 別 利 益			
特 別 損 失			
税引前当期利益			
繰越損失金額			

※ 繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

(別紙1)

## 欠格要件について

廃棄物再生事業者登録に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)第7条第5項第4号及び廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号に規定する次のものをいいます。

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可を取り消された場合を除く。))においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- 6 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 7 6に規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、6の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 8 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 10 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が上記の1から9のいずれかに該当するもの
- 11 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記1から9のいずれかに該当する者のあるもの
- 12 個人で政令で定める使用人のうちに上記1から9のいずれかに該当する者のあるもの
- 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 14 法第7条の3、第9条の2、第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)、第15条の2の7、第19条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令を受けた者のあるもの
- 15 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消しを受けた者のあるもの
- 16 法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)、第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)又は第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消しを受けた者のあるもの

(様式1) 【施行細則様式第19号(第8条関係)】

廃棄物再生事業者登録申請書

長野県収入  
証 紙 欄

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日

長野県知事 ○○ ○○ 殿

商業・法人登記の登記事項証明書(個人の場合は住民票)の住所、名称(氏名)を正確に記載する。

申請者 〒123-4567  
住所 長野県長野市\*\*一丁目2番3号  
氏名 ○○興業株式会社  
代表取締役 長野 一郎  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕  
電話番号 012-345-6789

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業場の所在地	長野市**一丁目2番3号
廃棄物の再生に係る事業の内容	古紙の再生事業
事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要	別紙のとおり
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>3 申請者が法人である場合にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人である場合にあつてはその住民票の写し</li> <li>4 業務経歴を記載した書類</li> <li>5 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>6 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li> <li>7 その他事業を適切に行うことができる者であることを明らかにするために知事が必要と認める書類</li> </ol>



(様式2)

## 事業計画の概要を記載した書類

- 1 事業の内容（再生事業の処理方法・処理工程等）  
古紙（圧縮梱包）  
処理工程は「再生事業処理フロー図」のとおり
- 2 再生事業を行う時間  
午前8時30分～午後5時
- 3 休業日  
土曜日、祝祭日
- 4 従業員数  
10人
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の有無及び内容  
（産業廃棄物処分業 許可番号 ○○○○○○○○○○ 許可内容 紙くずの圧縮梱包 ）  
 無
- 6 再生事業を行う廃棄物の種類等  
※注 取り扱う廃棄物の種類ごとに記載すること。

	廃棄物の種類	処 理 量 (t・m <sup>3</sup> /月)	再 生 量 ((t・m <sup>3</sup> /月))	備 考		
				予定排出事業者の 名称及び所在地	予定販売先の名 称、所在地	販 売 価 格
1	古紙	○ t/月	○ t/月	○○産業(株) 長野市○丁目○番 地○号	○○工業(有) 松本市○丁目○番 地○号	○t/円
2				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           排出事業者が市町村等である場合には、 市町村名及び所在地を記載してください。         </div>		
3						
4						
5						
6						
7						

(様式3-1)

事業の用に供する施設の概要			
保管施設	保管する廃棄物の種類	古紙	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           廃棄物の種類ごと保管施設や再生事業施設、運搬施設に関する記載をしてください。         </div>
	保管数量(能力)	面積 ○○㎡ 容積 ○○㎥	
	保管施設の構造	別添のとおり	
	飛散流出防止対策	コンテナ等により保管	
	浸透防止対策	床面をコンクリートとする。	
	悪臭発散防止方法	悪臭発生時には、消臭剤等の措置を行う。	
再生事業施設	再生する廃棄物の種類	古紙	
	施設の種類	圧縮梱包	
	メーカー名及び型式	(株)○○○ A-123	
	種類(基)	1基	
	処理能力(t/日)	○t/日	
	構造	別添図面のとおり (パンフレット等も可)	
	飛散流出防止対策	屋内において処理する。	
	浸透防止対策	床面をコンクリートとする。	
	悪臭発散防止方法	悪臭発生時には、消臭剤等の措置を行う。	
運搬施設	運搬施設の種類	普通貨物ダンプ	
	メーカー名及び型式	○○○(株)	
	数量(台数)	1台	
	最大積載量	○.○t	
	車両ナンバー	長野** あ 1234	
備考			

※注 記載欄が不足した場合は、別紙(又は当該様式をコピー)を添付すること。

誓約書

(記載例)

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日

長野県知事 様

商業・法人登記の登記事項証明書（個人の場合は住民票）の住所、名称（氏名）を正確に記載する。

住所 長野県長野市\*\*一丁目2番3号  
氏名 代表取締役 長野 一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者、法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）、役員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する者又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者、令第6条の10に規定する使用人については、\*\*\*\*年\*\*月\*\*日から\*\*\*\*年\*\*月\*\*日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第7条第5項第4号及び法施行規則第9条の3第1号に該当しないことを誓約します。

また、申請日から5年前の日付を記載してください。申請日を記載してください。誓約します。

- 例 申請日 2022年4月1日  
誓約期間 2017年3月31日
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和58年法律第43号）第7条第5項第4号に該当しない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合及び結集罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第1号
- イ 法第7条の3、第9条の2、第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第19条の3、第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項又は第19条の6第1項の規定による命令
- ロ 法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3の規定による許可の取消し
- ハ 法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。）、第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。）又は第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し（注）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

## 地域振興局管轄区域一覧表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	松本市 岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	